

---

## 論 文

---

# 韓国における公的年金制度の動向

## 金 領佑

---

### ■ 要約

韓国における公的年金制度は、1960年に導入された公務員年金をはじめとする特殊職域年金と1988年の国民年金で構成されるが、国民年金の都市自営業者への拡大により1999年によくやく皆年金化が達成された。この間、オイルショックやアジア経済危機を経るなか公的年金の性格は、経済成長のための強制貯蓄制度から社会統合の手段へと移行している。国民年金の特徴も勤労者を中心とした構造から自営業者をも一つの体系内に統合し、強い所得再分配機能を織り込んだ独自の韓国型へと歩み始めている。しかし、逆に所得再分配機能が歪曲されるという問題が生じている。また、特殊職域年金の不安定な財政状況は深刻な問題として台頭しているが、これは保険料負担に比べて高い給付水準による。財政安定化のための制度設計および積立金の効率的運用を含め、経済社会システムの急激な変化に対応してきた韓国の公的年金制度の変遷と現況および問題点を概観した。

---

### ■ キーワード

特殊職域年金、国民年金、財政安定化、基金運用

---

### I はじめに

現在、韓国は急速に高齢化社会に向かっているが、人々の老後に対する備えは十分でなく、現在でも高齢者が抱える最大の困難は「経済的問題」といわれる。老後の貧困や突然の障害等、所得損失に備えるセーフティーネットとして年金制度は大きな意義を持つが、公的年金の歴史は浅く、子女からの援助に依存しているのが実状である。

このように後発国の韓国が国家主導・キャッチアップ型の経済成長を遂げていったその過程自体が社会保障の制度設計にさまざまな形で表れている。厳しい内外の環境下で国民年金制度をスタートさせたのは、何よりも国民生活の安定による国民意識の統合と近代国家への仲間入りという悲願達成のためであり、OECD加入を果たした今、社会統合のため政府は社会保障の充実に専念を払

うようになっている。

例えば、国民年金は導入当初、日本の厚生年金と類似した構造であったものが1995年と1999年の改革により農漁村地域および都市地域にまで拡大され、日本型とは異なる独自の韓国型へと歩み始めているが、これにより所得再分配機能が歪曲されるという問題も生じている。他方、公務員、軍人、私立学校教職員を対象とした特殊職域年金は導入40年で、すでに不安定な財政状況は深刻な問題として台頭している。これは保険料負担に比べて高い給付水準によるものであり、日本の年金制度と同様の問題に直面しているといえる。

本稿は韓国における公的年金制度の変遷と現況および問題点を概観するものであるが、その背後に社会・経済的な動きを追いかながら、システムを作り上げる過程で経済成長に与えた影響と社会保障に与えた影響の側面にも注目し、日本の

皆年金化過程との類似点と違いを明らかにすることを目指している。後発国ゆえの急激な経済社会システムの変化、特に産業化、都市化、核家族化の帰結としての急速な高齢化とそれに対する急激な対応という面でも、韓国の公的年金は独自の性質を持つ。その経験から年金制度の長期的な安定化、特に公的年金制度の財政安定化のための制度設計および積立金の効率的運用を考えたい。

## II 公的年金制度の展開

韓国では1960年代以前は国民全体の所得が低く、社会的にも混乱していたため年金制度だけでなく、社会保障制度そのものを導入する余裕はなかった。1960年代に入り所得水準は上昇したが、政府は「先成長・後分配」という開発哲学を堅持しており、また家族による老親扶養の伝統が機能していた当時においては、国民の制度に対する認識もまだ確立されていなかった。さらに一部の先進国で起きていたいわゆる「福祉病」という副作用も導入の躊躇に一役買ったのである。そのため韓国における公的年金制度は1960年の公務員年金が最初であり、1963年の軍人年金、1975年の私立学校教職員年金(私学年金)といった特殊職域年金制度が続くことになる。一般的な国民を加入対象とした国民年金が施行されたのは、1988年であった。

当初、公的年金制度は特定の職域に限定されていたため、国民年金制度の導入を通じた福祉社会の建設を標榜し、1973年には国民福祉年金法が制定された。1988年の施行までには15年が経過しているのだが、これは1973年の第一次オイルショックで無期延期されたためである。年金導入延期政策をオイルショックという一時的な懸案を処理するための「短期の経済的効率に執着した近視眼的政策」<sup>1)</sup>と非難する声もあったが、結局1986年になって国民年金法が改正され、国民年金は1988年に実施された。ただこの時点では、国民年

金制度の適用対象者は段階的に拡大するという方式が採用された。これも経済的な負担能力と加入者を管理する上での行政の便宜、つまり効率を重視したためであり、導入当初は従業員10人以上の事業所勤労者に限定されていた。その後、1992年1月に従業員5人以上の事業所勤労者を、1995年7月には農漁民と農漁村地域自営業者を適用対象とし、1999年4月には都市地域の自営業者と零細事業所勤労者、臨時職・日雇職勤労者にまで拡大し、約40年で国民皆年金を達成したのである。

ところでここで注目しておきたいのが、このような老後の所得保障体系を構築する過程でその背景にあった理念が経済成長至上主義から経済危機後は「生産的福祉」という経済成長と分配的正義の均衡を志向するものへと変化している点である。つまり経済開発政策の下では、持続的な高度成長と完全雇用が社会統合を維持する機能を果たしていたのだが、現在では途上国時代の二桁台の驚異的な経済発展は望めない。そのため初期の分配体系を準備することで、大多数の国民を経済活動に参加させ、安定的な生活が維持できるようにすることにより社会統合を図っているのである。

## III 公的年金制度の現況と資金運用

公的年金は現在、公務員、私立学校教職員および軍人等の職域別年金とそれ以外の勤労者および自営業者を対象とする国民年金に区分され運営されている。特殊職域年金は20年以上加入すると年金受給が可能となるが、退職年齢とは関係なく、退職時の最終報酬に基づき最高76%まで支給される。しかし、このような高い給付水準は、当然年金財政を悪化させることになる。これに対し国民年金は、生涯所得に基づき年金を算定するため、加入期間における寄与率を比較的忠実に反映しており、特殊職域年金に比べれば年金財政は良好である。

表1 現行公的年金制度の概要

	国民年金	公務員年金	私学年金	軍人年金
導入年度	1988年	1960年	1975年	1960年
対象者	国内に居住する18歳以上60歳未満の国民(特殊職域年金加入者および生活保護受給者、3年以上の刑務所収監者および行方不明者、障害年金受給者は除外)	国家および地方公務員、国公立学校教職員、判事・検事、警察官等	私立の小・中・高等学校、短大および大学の教員(1978年からは事務職も)	現役または召集され軍に服務する軍人(これ以外の下士官および私兵には災害補償金のみ支給)
受給者数/加入者数	2.7 %	14.1 %	5.2 %	34.1 %
年金水準	60 % (40年加入、生涯平均所得対比)	76 % (33年加入、最終報酬対比)		
受給条件	10年以上加入、60歳到達(ただし、2013年61歳、以後5年ごとに1歳ずつ延長し2033年に65歳に延長)	20年以上加入、退職時(ただし、1996年新規任用者からは60歳)		
保険料率	9 %	15 % (加入者と雇用主の折半)		
国庫支援	農漁民に対し月2200ウォンの保険料を補助	退職手当、災害補償給付および扶助給付		

出所：崔秉浩「公的年金の長期財政安定化方案」韓国保健社会研究院『保健福祉フォーラム』第45号(2000)より再構成

表2 公務員年金基金の現況

(10億ウォン)

年度	基金総額	増加額(A+B)	年金収支差			基金運用収益(B)
			収入	支出	収支差(A)	
1981	549	—	—	—	—	—
1985	1783	316	373	234	140	176
1990	3579	401	790	724	66	335
1995	5150	△92	1999	2637	△639	547
1996	5681	531	2476	2432	44	487
1997	6202	521	2731	2808	△76	597
1998	4784	△1417	3316	5070	△1753	336
1999	2629	△2155	4563	7315	△2752	597
2000	1775	△854	△3437	4383	△946	92

出所：国民年金管理公団内部資料(2001)

注：1. 年金収入：当該年度公務員が毎月納付する寄与金と国による負担金の総収入

2. 年金支出：当該年度各種年金支給に所用された金額

3. 基金運用収益：積み立てられた年金基金を運用し増やした金額

## 1. 特殊職域年金

### (1) 公務員年金

1998年末現在約95万人を確保している公務員年金は、表2の通り1995年までに約5兆ウォンの基金を積み立てていたが、収入を支出が上回ったことにより、1996年1月からは負担率が11%から13%に引き上げられ、1997年には積立金が6.2兆ウォンに増加した。しかし公的部門の構造調整で公務員の退職者数が増加したことにより年金財政は急激に悪化し、1998年からは再び赤字に転落する。このため1999年に再び負担率を2%引き上げ、15%としたものの適正な負担水準には達していない。最近表面化している基金の目減りは、政府の構造調整と定年の短縮により長期間在職した退職者が急増している一方、保険料を負担する在職者が急激に減少しているためでもあるが、根本的な理由は「低負担・高給付」構造に起因している。現在の状態を維持する場合、2001年中には基金が完全に枯渇し、受給者の増加に伴い年々赤字規模は増加することが予想される。この場合、莫大な公的資金の投入が避けられず、他の職種との公平性が問題となるであろう。

### (2) 私学年金

1998年現在約21万人が加入している私学年金が、同様の給付構造を持つ公務員年金および軍人年金より堅実な年金財政を維持しているのは、15年遅れて施行されたことや教職員の平均退職年齢が高いことによるが、今後定年の短縮により給付額が急激に増加すると考えられる。尹錫明(2000)の推計によれば、2007年に年金収支が赤字に転換するのを始めとして2018年以降は財政収支が赤字となり、2030年頃には基金が枯渇するものと予想され、私学年金財政も遠からず不安定となるであろう。

不安定要因としては年金給付算定基準の不合理性があげられる。保険料負担算定の基礎になる報酬月額は、在職時の毎時点を基準に算出される一方、年金給付算定の基礎となる報酬月額は退職時の最終報酬月額を基準に計算されるため、給付額が負担額に比べ過大に評価されているのである。また、制度の導入後、教職員の各種手当が報酬化されたことにより年金給付の支出が大幅に増加している。これは、年金給付が賃金連動制を採用しており、公務員報酬の引き上げ率に連動し給付額が引き上げられるためであり、負担額に比べて給付額が大きすぎるといえる。

表3 私学年金基金の現況

(10億ウォン)

年度	基金総額	増加額	増加率(%)	年金収支差		
				収入	支出	収支差
1980	98	36	56.9	42	6	36
1985	448	95	27.0	138	43	95
1990	1164	178	18.1	300	122	178
1995	2391	220	10.2	516	296	220
1996	2759	368	15.4	723	355	368
1997	3190	432	15.7	791	359	432
1998	3443	252	7.9	860	608	252
1999	3829	386	11.2	1068	682	386

出所：私立学校教職員年金管理公団内部資料(2001)

表4 軍人年金の財政収支の推移

(億ウォン)

年度	収入					支出			累積 積立金
	計	国家 負担金	個人 負担金	国庫補助 (欠損補填)	その他 収入*	計	給付	管理費	
1970	49	28	19	0	2	35	35	0	17
1975	133	36	38	53	6	94	94	0	38
1980	761	119	141	417	84	660	660	1	417
1985	1855	275	319	1214	47	1711	1711	0	1007
1990	4064	591	596	2715	162	3886	3885	1	1776
1994	8257	951	951	5969	385	7647	7646	1	3047
1998	9421	1306	1306	5371	1438	7692	7691	1	4144
1999	10130	1586	1586	5651	—	10030	10029	1	—

出所：尹錫明「特殊職域年金の現況および改善方向」韓国保健社会研究院『保健福祉フォーラム』第45号(2000)

注：\* その他収入は積立金運用収益およびその他雑収入である。

### (3) 軍人年金

1960年に制定された公務員年金制度は、軍人も対象として施行された。その後1963年に軍人年金制度が公務員年金から独立して運営されることになるが、基本的に公務員年金法および制度の変化と連動し、個人の負担率と支給率は調整されている。

軍人年金給付の種類は15種あり、軍人およびその家族に対する補償的性格の年金給付と各種災害に対する公的扶助の性格を持つ給付が含まれている<sup>2)</sup>。支給率は退職時の最終報酬月額を基準として50～76%まであり、退職一時金は5年未満である場合には報酬月額×勤務年数、5年以上である場合には50%が算定される。

また、加入対象者である職業軍人の数が一定に維持されているにもかかわらず、年金受給者が急増し、1997年時点ですでに約66000人に各種年金が支給されている。これは、階級停年制の導入により早期退職が一般化していることなどによるもので、軍人年金財政は他の特殊職域年金に比べても、構造的に不安定である。1999年現在5700億ウォンにのぼる欠損補填金は中央政府の財政を圧迫する要因となっている。

### 2. 国民年金制度

#### (1) 国民年金の現況

2001年2月現在、国民年金は事業所加入者570万人、都市地域加入者831万人、農漁村地域加入者203万人、そして任意(継続含む)加入者12万人を抱えている。都市地域加入者が国民年金に新規で強制加入した1999年4月末時点での総加入者数は1627万人であったが、1年10カ月経過し、総加入者数は1616万人とわずかながら減少している<sup>3)</sup>。

1999年4月の都市地域への適用拡大における所得申告者の数は、地域加入者1111万人のうちの49.8%である553万人で、納付例外者<sup>4)</sup>よりも少なかった。しかし、2000年12月時点では、加入者全体の57.3%である597万人へと44万人増加している。逆に納付例外者は1999年4月時点より113万人減少しており、また、未申告者の場合も99年末には100万人を超えていたが、2000年末には43万人と大幅に減少した。経済危機が一段落し、公団による広報活動もある程度効果があったようだ。事業所加入者と地域加入者間の公平性の問題に関しては、所得捕捉が難しい自営業者に対する新たな所得推定方式の開発も予定されている。

表5 国民年金における事業所および加入者の推移

(カ所、万人)

区分	総加入者	事業所加入者		地域加入者			任意加入者	任意継続加入者
		事業所	加入者	計	都市	農漁村		
1992. 12	502	12	498	—	—	—	3	1
1995. 12	750	15	554	189	—	189	5	2
1999. 4	1627	17	499	1111	905	207	3	13
1999. 12	1626	19	524	1082	874	208	3	17
2000. 12	1621	21	568	1042	838	204	3	8
2001. 2	1616	22	570	1034	831	203	3	9

出所：国民年金管理公団『国民年金公表統計』(2001)

表6 国民年金加入者の現況

(万人、%)

区分	1999年4月	1999年末	2000年末
所得申告者	553(49.8)	531(49.1)	597(57.3)
納付例外者	558(50.2)	551(50.9)	445(42.7)
未申告者	490	1060	430

出所：国民年金管理公団内部資料(2001)

## (2) 国民年金の特徴

1988年に実施された国民年金制度は、日本の勤労者を主な適用対象とする旧厚生年金制度とほとんど類似した構造を持っている。旧厚生年金制度の場合にも韓国の制度と同様、勤労者に重点を置いたという以外に、定額年金と所得比例年金の併用、強力な所得再分配構造、給付と負担の不均衡体系、修正積立方式の採択等を特徴としている。これに対し、1998年の制度改正により韓国の国民年金は勤労者と自営業者を一つの体系に統合し、強い所得再分配機能を織り込むことで独特な形に完結した。1995年に農漁村地域自営業者を事業所加入者と同じ枠内に取り込むことにより「日本の年金」の道を歩み始めた国民年金制度が都市自営業者も既存の枠内に取り込んだことにより、三つの特殊職域を除き、名実ともに全国民を一つの体系に統合した。これと同時に40年加入60%水準の給付体系と女性年金分割制<sup>5)</sup>を年金制度内に内在させた「韓国型国民年金制度」が誕生した。日本

と韓国の国民年金の特徴をまとめると表7のようになる。

## (3) 基金の運用

日本の年金基金の管理体系を見た場合、国民・厚生年金制度は厚生省の管轄下にあるが、年金積立金は資金運用資金法に基づき、全額大蔵省に預託され管理されている。年金積立金は国の財政投融资事業における財源の一部を構成し、年金資金のほとんどは年金福祉事業団等、政府系機関に対する融資および地方自治体が交付する特別地方債を買い入れる形で還元融資されている。投資原則として、預託利子率は資金運用部資金法第4条第3項の資金運用部預託金の金利と政令により、10年物長期国債の金利水準を適用している。積立金の配分は、公共、収益、福祉の均衡を考慮し、公共部門、金融部門、福祉部門に各3分の1ずつ振り分けられている。

韓国の場合、国民年金基金は保健福祉部長官

表7 日本と韓国の被用者・自営業者に対する年金の特徴

	年金給付	保険料賦課	所得再分配		管理運営	制度体系
			拠出時	受給時		
日本	加入期間に比例(フル加入は定額)	定額保険料	弱い	あり	分離	2制度分立
韓国	自己所得および加入者の平均所得に比例	定率保険料	あり	弱い	統合	單一年金

表8 国民年金基金の部門別運用の現況(2000年2月末現在)

(億ウォン、%)

計	公共部門	金融部門	福祉部門
484639 (100.0)	323672 (66.8)	151786 (31.3)	9181 (1.9)

資料：韓国保健福祉部『保健福祉白書』(2000)

表9 国民年金基金の投資部門別運用収益率の現況

(億ウォン)

年度	平均収益率	公共部門	福祉部門	金融部門
1990	12.6	11.0	—	13.8
1995	12.1	11.6	10.7	13.1
1996	10.8	10.3	9.7	11.9
1997	8.8	10.3	5.6	8.7
1998	14.4	13.0	8.9	18.4
1999	12.8	8.5	8.0	24.5

資料：国民年金管理公団内部資料(2000)

の責任の下、業務の一部が国民年金管理公団に委託され、そこで基金の管理・運用が行われている。運用にあたっては、原則として「安定性と収益性が良好な商品に投資し、公共性を考慮し運用すること」とされており、福祉に対する考えは弱い。

2000年2月末現在、基金の規模は60兆3242億ウォンであり、内訳は保険料収入が43兆5125億ウォン(72.1%)、基金運用収益が16兆8117億ウォン(27.9%)を占めている。このうち年金給付等の諸支出11兆8603億ウォンを除いた48兆4639億ウォンが運用基金となっている。部門別では、公共部門に32兆3672億ウォン(66.8%)、金融部門15兆1786億ウォン(31.3%)、そして福祉部門には9181億ウォン(1.9%)が配分され運用されており、日本の3分の1ずつとはかなりの開きがある。1999年末現在、各収益率は公共部門8.5%、福祉部門

8.0%、金融部門24.5%であり、平均収益率は12.8%であった。公共部門の収益率は金融部門に比べ低いものの変動幅は小さく安定的であるといえるが、経済危機が始まった1997年には金融部門および福祉部門の収益率が急激に下落した。しかし、1998年には高金利により、また1999年度には株式市場の活況で金融部門の収益率が急激に上昇し、1995年以前の水準である12%台の収益率を取り戻した<sup>6)</sup>。

年金基金運用上の問題点は、まず公共部門への義務預託制と関連し、①公共部門への預託の過多、②預託時に政府証書が交付されるのみで基金の換金性が保障されていない、③公共部門と金融部門の金利差による機会費用的な基金の損失、④国会の統制を受けず使途の透明性が確保されないなどの問題が指摘されている。また、

表 10 公的年金財政の展望(1999年基準)

(10億ウォン, %)

年度	公務員年金		私学年金		軍人年金	国民年金	
	財政収支	積立金	財政収支	積立金	財政収支	財政収支	積立金
2000	△2698	856	36	3865	△486	16463	60616
2010	△4027	—	△734	766	△1640	41687	310346
2020	△9306	—	△2556	—	△3202	45800	631696
2030	△18598	—	△5092	—	△5190	19718	784244
2050	△45337	—	△10063	—	△8697	△135297	—
2080	△101548	—	△15289	—	△16132	△315120	—

出所：崔秉浩「公的年金の長期財政安定化方案」韓国保健社会研究院『保健福祉フォーラム』第45号(2000)

注：退職手当等の国庫負担給付は除外されている。

基金運用の体系に関連しては、①運用計画の樹立、②運用結果に対する評価および評価結果の公開等、透明性の確保が問題となっている。

#### IV むすびにかえて

韓国の公的年金制度は「低負担・高給付」構造であるため、絶えず年金財政の危機に直面している。特殊職域年金のこれまでの保険料引き上げ率はわずかであり、逆に給付種類の新設および給付水準の上方修正等、恩典は増える趨勢にある。今後、平均寿命の延長により年金受給期間は長期化し、支給額は急増すると予想される。

軍人年金は1973年から当期収支が赤字を示し、公務員年金も今年度中に基金が枯渉する逼迫した状況にあり、財政均衡を保つためには莫大な費用の投入が不可避となっている。崔秉浩(2000)の推計によれば、その規模は2010年には4兆ウォン、2020年には9兆ウォンなど、長期的には絶えず増加する。私学年金も2010年を最後に基金が底をつくことが予想され、2020年には2兆6千億ウォン、2030年では5兆ウォンの国庫負担が必要とされている。国民年金の場合もすでに約5千億ウォンの費用が投入されており、2010年には1兆6千億ウォンにのぼる展望であり、2050年頃には基金が完全に枯渇する。

これらの財政安定化の問題に対する改善策として、提起されている代案を以下にまとめてみる。まず、特殊職域年金に関しては、①年金給付の算定基準を最終報酬から生涯平均所得へ転換、および物価スライド制の導入、②退職年金一時金制度の廃止、③加入期間の上限33年の廃止、④保険料率の引き上げ等であり、このような措置をとった後はじめて不足分に対する政府の援助が考慮されるべきである。一方、国民年金制度については、①受給開始年齢の引き上げ、②基金投資の収益率を高める、③保険料率の上方修正等である。

財政問題以外にも、過剰な納付例外者の存在や「富裕な」自営業者から「貧しい」勤労者への所得の逆移転が問題となっている。都市自営業者への適用拡大時に所得捕捉をあきらめ「定額保険料一定額年金」の保険制度を導入した日本の場合とは異なり、所得に比例した保険料を徴収するため、所得捕捉対策が今後の課題といえる。基金運用上の問題に関しては、①義務預託制の段階的廃止、②運用における専門性の強化、③透明性の強化等が図られているため、今後のなりゆきを見守りたい。ただし、基金規模の増加により、基金運用が金融市場および経済成長に及ぼす波及効果も増大している。金融環境も急激に変化しており、投資リスクは増している。今後、公共性および

安定性にも重きを置かなければならず、韓国も成長重視型から日本のように安定重視型にシフトしていくのであろうか。

以上、経済社会システムの急激な変化に対応してきた韓国の公的年金制度の変遷と現況および問題点を概観してきた。経済危機を境に韓国では構造調整により早期退職者が増え、一気に公務員年金の財政は赤字に転落している。ハードランディングを回避してきた日本は、今後本格化する構造改革において韓国の経験を参考にできるかもしれない。

#### 注

- 1) 国民年金の導入延期は、年金制度が招来する過消費、低貯蓄という弊害を和らげることができたのも事実であるが、低所得層の高齢者世帯をはじめ、正規の受給対象から抜け落ちた人々が被った厚生損失も無視できない。
- 2) 軍人年金では軍人が一定期間服務した後、退職したり、心身の障害により退職または死亡したときや公務上の疾病、負傷で療養するときに、本人またはその遺族に適切な給付を行うことが保障されている。
- 3) 国民年金の強制加入者は、事業所加入者と地域加入者で構成される。また任意加入者は、国民年金の強制加入の対象者でなく任意に加入申請した者であり、任意継続加入者は国民年金への加入20年未満の者が60歳に達した場合、申請により65歳まで加入することができる。
- 4) 納付例外者は失職、未就業、休・廃業等の理由で年金保険料を納付できない理由が発生した場合、その期間中年金保険料を納付しなくとも、納付例外期間として認定されるようになる。納付例外期間中は年金受給権が発生しないため、長期間納付例外者となる場合、国民年金は実質的な老後所得保障の機能を果たすことができなくなる。
- 5) 年金分割制とは、婚姻中の加入期間が5年を超える配偶者が離婚した場合、60歳になった時点で相手側の配偶者の老齢年金に対する分割受給権を認めるもの。分割年金額は婚姻中の加入期間に相応する老齢年金額の2分の1。
- 6) Robert J. Palacios (2000) は公的年金積立金の運用の国際比較において、政府主導の22カ国とチリ型の民間主導で基金を運用している国々の年間実質収

益率を比較した結果、十数カ国の収益率はマイナスであり、ほとんどの国が1~2%台の収益率を示した中で中央公債基金(Central Provident Fund)形態のマレーシアと修正積立方式の韓国のみが3%以上の収益率を実現し、特に韓国は5.4%の年間実質収益率を達成したと報告している。

#### 参考文献

- イヨンハ 2000「国民年金の現状と対策」韓国社会福祉協議会『社会福祉』秋期号 pp. 35-48  
 韓国保健福祉部 2000『保健福祉白書』  
 キムヨンハ・ソクジェウン 1999「国民年金制度の展開の韓国的特点と持続可能性」『韓国社会福祉学』Vol.37 pp. 89-118  
 厚生省 2000『厚生白書(平成12年版)』ぎょうせい  
 国民年金管理公団 2001 [http://www.npc.or.kr/npc/index\\_4.html](http://www.npc.or.kr/npc/index_4.html)  
 ゴンムンイル 2000「国民年金に対する収益分析」『韓国社会福祉学』Vol.41 pp. 43-67  
 崔秉浩 2000「公的年金の長期財政安定化方案」韓国保健社会研究院『保健福祉フォーラム』通巻第45号別冊 pp. 19-27  
 社会保険研究所 1999『21世紀の年金を「構築」する(平成11年版年金白書)』  
 私立学校教職員年金管理公団 2001 <http://www.ktpf.or.kr/>  
 広井良典 2000『日本の社会保障』岩波書店  
 尹錫明 2000a「特殊職域年金の現況および改善方向」韓国保健社会研究院『保健福祉フォーラム』通巻第45号別冊 pp. 49-62  
 尹錫明 2000b「公的年金と私的年金の均衡的発展のための政策方案」韓国保健社会研究院『保健福祉フォーラム』通巻第46号 pp. 49-62  
 尹炳植 2000「国民年金の都市地域拡大適用の現況と政策課題」韓国保健社会研究院『保健福祉フォーラム』通巻第45号別冊 pp. 5-18  
 李廷雨・朴德濟 1997『所得分配論』韓国放送大学校出版部  
 李俊求 2000『第二版 財政学』茶山出版社  
 Robert J. Palacios 2000. "Managing Public Pension Reserves." [http://wbln0018.worldbank.org/HDNet/HDdocs.nsf/2d5135e6bf351de6852566a90069b8b6/3bf7a0495eb73997852568cf006be753/\\$FILE/iglesias-palacios2.pdf](http://wbln0018.worldbank.org/HDNet/HDdocs.nsf/2d5135e6bf351de6852566a90069b8b6/3bf7a0495eb73997852568cf006be753/$FILE/iglesias-palacios2.pdf)  
 韩国太平洋生命 2000 <http://galaxy.channeli.net/pacificlife/theme05.html>  
 (Kim Yeong-Woo  
 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程)